

津山市貨物運送事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける貨物運送事業者の事業継続を図るため、予算の範囲内において津山市貨物運送事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する事業をいう。
- (2) 貨物軽自動車運送事業 法第2条第4項に規定する事業をいう。
- (3) 事業計画 法第4条第1項第2号の規定に基づき提出された事業計画又は法第9条第1項の規定により認可された変更後の事業計画もしくは法第36条第1項の規定に基づき提出された事業計画をいう。
- (4) 営業所 事業計画（以下「計画」という。）に記載された営業所をいう。
- (5) 貨物自動車 計画に記載された事業の用に供する自動車であって、支援金交付申請時に営業所に所属し、運行しているものをいう。
- (6) 運行管理者 法第18条第1項に規定する運行管理者をいう。
- (7) 本拠 主たる営業所であって、最も売上が多いなど事業活動の中核となる場所をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む者で、支援金交付申請時に市内に営業所を有する法人又は個人事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としないものとする。

- (1) 支援金交付申請時に有効な登記事項証明書に記載されている本店又は主たる事務所の位置が市外の法人であって、市内に本拠を有していない者
- (2) 支援金交付申請時の住民票所在地が市外の個人事業者
- (3) 市内で事業を継続する意思のない者
- (4) 学校法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体である者
- (5) 津山市補助金等交付規則第11条に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していない者
- (6) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団員等と認められる者並びに暴力団員等がその代表者及び役員に就任し、暴力団員等を雇用し、又はその代表者及び役員が同条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
- (7) 過去に支援金の交付を受けた者及びその者が営む事業の全てを継承した者
- (8) その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、交付申請時に市内営業所に所属する貨物自動車の台数によって、次のとおりとする。なお、この場合において牽引車及び被牽引車については、各1両を合わせて1台と算定する。

- (1) 一般貨物自動車運送事業を営む者 ア及びイの規定により算定した額の合計額

ア 次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定める額

運行管理者を配置した市内営業所に所属する貨物自動車の台数	金額
1台以上5台未満	30万円

5 台以上 10 台未満	40 万円
10 台以上 30 台未満	50 万円
30 台以上	60 万円

イ 10 万円を上限とし、運行管理者を配置していない市内営業所に所属する貨物自動車の台数に 2 万円を乗じて得た額

(2) 貨物軽自動車運送事業を営む者 10 万円を上限とし、市内営業所に所属する貨物自動車の台数に 2 万円を乗じて得た額

(3) 一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の両方の事業を営む者 前各号の規定により算定した額の合計額

(交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津山市貨物運送事業継続支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書（様式第 1 号又は様式第 2 号）及び津山市貨物運送事業継続支援金の額の計算書（様式第 3 号）に、次に掲げる書類を添えて令和 4 年 1 月 30 日までに市長に申請しなければならない。この場合において、市長が適当と認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 一般貨物自動車運送事業を営む者にあつては、一般貨物自動車運送事業を営んでいることを証する書類

(2) 個人事業者にあつては、身分証明書（現住所が確認できるもの）の写し

(3) 貨物軽自動車運送事業を営む者にあつては、貨物軽自動車事業を営んでいることを証する書類

(4) 市内に営業所を有することを証する書類

(5) 市内営業所に所属する貨物自動車の台数を証する書類

(6) 市内営業所に運行管理者を配置している場合は、市内営業所に運行管理者を配置していることを証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、津山市補助金等交付規則第 9 条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

(交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査して支援金の交付の可否を決定し、津山市貨物運送事業継続支援金交付決定通知兼確定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による支援金の交付の決定の通知は、津山市補助金等交付規則第 9 条の 2 の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 7 条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けた者があつた場合又は支援対象者の要件を満たさないことが判明した者があつた場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に支援金が交付されているときは、支援金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 6 月 29 日から施行する。

(失効等)

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの要綱の規定により補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この要綱は、失効日以後も、なおその効力を有する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月19日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

法人

津山市貨物運送事業継続支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書

年 月 日

津山市長 殿

〒
申請者 本店所在地
法人名
代表者役職・氏名

①
(実印)

津山市貨物運送事業継続支援金の交付を受けたいので、津山市貨物運送事業継続支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

記

1 交付申請額（請求額）

金額 (訂正不可)	百	十	万	千	百	十	円

2 事業者情報

市内営業所の所在地 (市内営業所が複数ある場合は 全て記入)	津山市	法人番号（13桁）											
担当者氏名													
日中連絡の取れる担当者電話番号（携帯含む）	（ ） ー												
市内営業所に所属する貨物自動車（普通・小型）の台数												台	
市内営業所に所属する貨物自動車（軽）の台数												台	

3 支援金の振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 信用組合						本店 支店 営業部 出張所		預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号							(フリガナ)			
							口座名義			

裏面も必ずご確認ください。
なお、交付申請額（請求額）が誤っている場合は、再提出となりますのでご注意ください。

4 添付書類

- (1) 一般貨物自動車運送事業を営む者にあつては、一般貨物自動車運送事業を営んでいることを証する書類
- (2) 貨物軽自動車運送事業を営む者にあつては、貨物軽自動車事業を営んでいることを証する書類
- (3) 市内に営業所を有することを証する書類
- (4) 市内営業所に所属する貨物自動車の台数を証する書類
- (5) 市内営業所に運行管理者を配置している場合は、市内営業所に運行管理者を配置していることを証する書類
- (6) 本店又は主たる事務所が市外にある場合は、本拠が市内にあることがわかる書類
- (7) 振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）
- (8) その他、交付要件を確認するために必要と認める書類

5 誓約・同意事項

- (1) 支援金を受領した後も、市内で事業を継続する意思のもと、本申請をします。
- (2) 申請にあたり、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- (3) 支援金受給後、交付要件に該当しないことが判明した場合は、支援金を返還することを誓約します。
- (4) 令和4年11月30日までに申請書（添付書類含む）の不備が解消できない場合は、申請を取り下げたものとみなされることに同意します。
- (5) 支給要件の該当性等を審査するため、津山市が必要な税情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (6) 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第3号に規定する暴力団員等がその代表者及び役員に就任しておらず、暴力団員等を雇用していません。
- (7) 代表者及び役員が同条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していません。
- (8) 支援金を暴力団の活動に使用しません。
- (9) 支援金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (10) (2), (3), (6), (7), (8) 又は(9)に反する場合は、この申請は却下され、支援金の交付決定を取り消され、又は交付を受けた支援金を返還することを承諾します。

私は、上記「5 誓約・同意事項」について誓約・同意します。

法人名

代表者役職

代表者氏名（自署又は記名・押印）

⑨（実印）

様式第2号（第5条関係）

個人

津山市貨物運送事業継続支援金交付申請書兼請求書兼実績報告書

年 月 日

津山市長 殿

〒
申請者 住 民 票 住 所
屋号又は店舗名
氏 名

印
(個人印に限る。シャチハタ不可)

津山市貨物運送事業継続支援金の交付を受けたいので、津山市貨物運送事業継続支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて以下のとおり申請、請求及び実績の報告をします。

記

1 交付申請額（請求額）

金 額 (訂正不可)	百	十	万	千	百	十	円

2 事業者情報

市内営業所の住所 (市内営業所が複数ある場合は全て記入)	津山市
日中連絡の取れる電話番号（携帯含む）	() -
市内営業所に所属する貨物自動車（普通・小型）の台数	台
市内営業所に所属する貨物自動車（軽）の台数	台

3 支援金の振込口座

金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 信用組合	本店 支店 営業部 出張所	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	(フリガナ)			
	口座名義			

裏面も必ずご確認ください。
なお、交付申請額（請求額）が誤っている場合は、再提出となりますのでご注意ください。

4 添付書類

- (1) 一般貨物自動車運送事業を営む者にあつては、一般貨物自動車運送事業を営んでいることを証する書類
- (2) 貨物軽自動車運送事業を営む者にあつては、貨物軽自動車事業を営んでいることを証する書類
- (3) 市内に営業所を有することを証する書類
- (4) 市内営業所に所属する貨物自動車の台数を証する書類
- (5) 市内営業所に運行管理者を配置している場合は、市内営業所に運行管理者を配置していることを証する書類
- (6) 振込口座の通帳の写し（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）
- (7) 身分証明書（運転免許証，個人番号カード表面，健康保険証等）の写し
- (8) その他，交付要件を確認するために必要と認める書類

5 誓約・同意事項

- (1) 支援金を受領した後も，市内で事業を継続する意思のもと，本申請をします。
- (2) 本申請にあたり，申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- (3) 支援金受給後，交付要件に該当しないことが判明した場合は，支援金を返還することを誓約します。
- (4) 令和4年11月30日までに申請書の不備が解消できない場合は，申請を取り下げたものとみなされることに同意します。
- (5) 支給要件の該当性等を審査するため，津山市が必要な税情報等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (6) 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第3号に規定する暴力団員等と認められる者ではありません。
- (7) 暴力団員等がその代表者及び役員に就任しておらず，暴力団員等を雇用していません。
- (8) 代表者及び役員が同条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していません。
- (9) 支援金を暴力団の活動に使用しません。
- (10) 支援金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (11) (2)，(3)，(6)，(7)，(8)，(9)又は(10)に反する場合は，この申請は却下され，支援金の交付の決定を取り消され，又は交付を受けた支援金を返還することを承諾します。

私は，上記「5 誓約・同意事項」について誓約・同意します。

申請者氏名（自署又は記名・捺印）

㊞

（個人印に限る。シャチハタ不可）

様式第3号（第5条関係）

津山市貨物運送事業継続支援金の額の計算書

計算1

※牽引車及び被牽引車については、各1両を合わせて1台と算定すること。

運行管理者を配置した市内営業所に所属する貨物自動車（普通・小型）の数	台	・・・ a
運行管理者の配置のない市内営業所に所属する貨物自動車（普通・小型）の数	台	・・・ b
市内営業所に所属する貨物自動車（軽）の数	台	・・・ c

計算2

aの台数が1台以上5台未満	30万円
aの台数が5台以上10台未満	40万円
aの台数が10台以上30台未満	50万円
aの台数が30台以上	60万円

計算3

計算2により算出された額	万円	・・・ A
bの台数に2万円を乗じて得た額	万円 (上限額10万円)	・・・ B
cの台数に2万円を乗じて得た額	万円 (上限額10万円)	・・・ C

支援金の額

A + B + C	
万円	※交付申請書記載の交付申請額（請求額）と一致すること

申請者氏名又は名称 _____